

## 日本弁護士連合会第67回定期総会報告

2016年5月27日（金）於・旭川グランドホテル

日本弁護士連合会第67回定期総会は、2016年5月27日（金）午後1時から、北海道旭川市の旭川グランドホテルにおいて開催された。

出席者は、午後1時30分の時点で、出席弁護士会50会、出席弁護士数のうち本人出席が405名、代理出席が7,768名の合計8,223名であり、外国法事務弁護士の出席は0名であった。

総会は、出井直樹事務総長の司会で午後1時から始められた。

中本和洋会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

定期総会の開会に当たり、平成28年熊本地震でお亡くなりになられた方々への哀悼の意を表して、全員で黙祷を捧げる。

熊本地震は4月14日に起こり、日弁連は直ちに災害対策本部を立ち上げ、現在は、法律相談等を行い、あるいは必要な声明等を公表しているが、熊本地震に対する対応については、後ほど特別報告として、岩淵副会長から御報告をさせていただく。

今日の日本は、超高齢化社会、経済活動から社会生活に至るまで広範なグローバル化、あるいはIT化の進展、また非正規労働者の拡大による格差の拡大というように大変な変革の時期にあり、あらゆる分野で制度改革が求められている。また、昨年来、安保法制が国民の間で相当議論となっている。このような中、裁判所には憲法判断、あるいは制度設計、政策形成に関する判断を求めるような裁判が続出しており、司法の役割は、これまでになく重要なものになってきている。日弁連は、この時期は大変重要な時期であり、その役割も極めて重要なものと考えている。これまで先輩弁護士は、様々な人権擁護活動に数多くの成果をもたらし、また、あらゆる司法問題に積極的に取り組んできたが、いまだに日弁連は数多くの課題を抱えている。先ほど申し上げた平和と人権を守る取組、刑事司法改革、法曹養成制度改革など多くの課題を抱えており、その一方で、修習生の就職問題、若手弁護士の経済問題、あるいは弁護士の不祥事など、弁護士の活動基盤に関わる問題において、大変深刻な現象が現れてきている。私は今こそ、司法を利用しやすく、頼りがいのあるものにして、我々の活動領域を拡大し、弁護士業務を拡大し、その基盤を強固なものにして、このような課題について一つひとつ積極的に取り組んでいき、希望と活力にあふれる司法を築いてまいりたいと考えている。これらの個別の課題には、会員の皆様からしっかりと意見を聴いて、取り組んでまいりたく、引き

続きの会員の皆様方の御指導・御支援をよろしくお願い申し上げます。このような重要な課題の内容については、この後、会務報告の中で小林副会長から報告していただく。

本日の総会は、この後、決算・予算の審議、東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故に関する宣言、安保法制に関する宣言など、大変重要な議案がある。充実した審議となるように御支援・御協力をお願い申し上げます、私の開会の挨拶とさせていただきます。

続いて正副議長の選任手続がなされ、中本会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、木之瀬幹夫会員（第二東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、中本会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、中本会長は、議長として八重樫和裕会員（旭川）、副議長として相川泰男会員（東京）及び秀嶋ゆかり会員（札幌）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、中本会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、谷真人会員（東京）、前川晶会員（第一東京）及び加城千波会員（第二東京）の3名を指名した。

#### **〔報告事項〕平成27年度会務報告の件**

議長は、報告事項「平成27年度会務報告の件」を議題に供した。

小林元治副会長から、「平成27年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

平成27年度の会務を報告する。詳細については、平成27年度会務報告書を御覧いただきたい。なお、熊本地震については、特別報告を予定している。また、東日本大震災及び憲法問題については、宣言案のテーマとなっているので、そちらに譲り、ここでは法曹養成制度改革、刑事司法改革、民事司法改革、男女共同参画の4点に絞り、御報告申し上げます。

まず、法曹養成制度改革については、昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を受け、同年12月から法務省、文科省、最高裁及び日弁連からなる後継組織である法曹養成制度改革連絡協議会が開催されている。そして、今年の3月11日に開催された日弁連臨時総会において、法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決

議が採択されたことは、御承知のとおりである。その後、5月11日の中教審法科大学院特別委員会では、適性試験の在り方に関する調査検討結果や今年度の法科大学院の志願者数、入学者数が減少したことなどの報告がなされている。日弁連は臨時総会の決議の内容を実現することにより、今後有為な人材が希望を持って法曹を目指すことができるよう、法曹養成制度改革実現本部を中心に、全国の弁護士、弁護士会と力を合わせて、引き続き取組を進めてまいり所存である。

第2に、刑事司法改革については、取調べの可視化を含む刑事訴訟法等の一部改正法案が5月20日に参議院の本会議で可決され、先日24日、衆議院本会議で可決・成立した。日弁連は、この刑事訴訟法等一部改正により、全体として刑事司法改革が確実に前進するものと評価し、国会の総意で早期成立を求める立場から会長声明の公表や議員要請等の取組を行った。これにより、対象事件は一部とはいえ、全面可視化が実現し、被疑者国選弁護制度が勾留全件に拡大され、検察官手持証拠リストの開示など大きな前進があった。今後は冤罪を生まない刑事司法制度の実現のため残された課題を踏まえ、理念に沿った弁護実践がなされるよう会員に対して研修などを行うとともに、施行後3年を経過した後の見直しに向けて、取調べの全件全過程の可視化などの立法事実となる事例の収集分析を継続的に行っていかなければならない。

第3に、民事司法改革についてであるが、一昨年9月から日弁連は、最高裁との間において基盤整備、証拠法制、判決執行、子どもの手続代理人の四つの部会を設置し、二者協議を行ってきた。そのうち基盤整備では、労働審判実施支部について、来年4月から静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部の3支部において、労働審判の取扱いを開始することになったほか、松江地裁出雲支部では支部長を置き、その他の非常駐支部や家裁出張所の裁判官のてん補日数を増加させるなど、具体的な成果が上がっているところである。さらに、日弁連は今後、利用しやすく頼りがいのある民事司法の実現に向けて、民事司法改革推進本部や関連委員会と連携しながら、執行部としても万全の努力をしてまいり所存である。

第4に、男女共同参画に向けた取組については、本年3月31日現在、女性会員の割合は18.3%、2016年度の日弁連役員、事務総長、事務次長における女性会員の割合は10.3%、各弁護士会や弁連役員における女性会員の割合は、10.9%である。政府の第4次男女共同参画基本計画においては、法曹三者それぞれにおいて30%目標に向けた取組を加速していくことが求められており、弁護士に対しても具体的な取組が示されている。日弁連では、本年2月にワーキンググループを立ち上げ、日弁連の政策決定における女性会員の参画につき、具体的な方策を検討することとしている。また、2015年度から、育児期間中の会費等の免除制度が始まっている。本年3月31日現在、1,916件の申請があった。各弁護士会、弁連においては、各種規程の整備など取り組んでいると思うが、男女共同参画の推進には、全国の弁護士会、弁連の協力が不可欠であるので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

全国各地で、これまで日弁連の取組を支えていただいた会員各位に改めて御礼を申し上げるとともに、多くの重要課題を抱えている本年度執行部の活動に、なお一層の力強い御支援・御協力を賜りたくお願いを申し上げて、会務報告とさせていただきます。

議長は、平成27年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

議長は、議案の審議に入る旨を宣した。

#### **〔第1号議案〕平成27年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件**

議長は、第1号議案「平成27年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、岡正晶平成27年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

お手元の資料に基づき一般会計の全貌、一般会計の支出、特別会計、最後に連結ベース、この4点について御説明申し上げる。

平成27年度決算額の数字では、会費収入は55億2,200万となった。事業活動収入は、全体で57億9,500万円となった。昨年度よりも約1.8%アップの数字となった。育児期間中の会費免除がもう少しあるかと思ったら、そこまではいかなかったということである。収入57億9,500万円に対し、事業活動支出として、51億1,900万円の支出があった。事業活動収支差額として6億7,600万円の黒字となった。財務会計等々入れて、最終的には平成27年度の一般会計収支として、6億7,000万円の黒字となった。これは、平成23年度以降5年連続の黒字であり、平成24年度以降は、4年連続で6億円超の黒字となっている。ここ5年間でかなりの黒字が貯まり、現状一般会計で40億円の黒字が残っている状況になった。これが一般会計の全容である。

次に、一般会計の支出について御説明申し上げる。日弁連の一般会計は大きな支出項目が四つある。会議費支出、これは2億1,600万円となり、前年度並みの数字である。昨年度は臨時総会を2回行ったが、代議員会と重なったため、支出が大きくならなかったものである。委員会費支出は9億3,500万円となり、前年度並みの数字である。主なものとして、予算を大幅に超過した委員会も人権擁護委員会、子どもの権利委員会等あったが、法律サービス展開本部、憲法問題対策本部、日弁連中小企業法律支援センター等々では、予算が500万円以上余る予算未達の委員会もあり、結果としては前年度並みの支出となったものである。事業費支出は8億8,300万円となった。これは前年度支出に比べて約6.1%アップ、この四つの費目の中では、前年度比一番多

くアップしたものである。平成27年度の戦略的な支出として、広報宣伝費、弁護士会支援費の創設等々意欲的に取り組んだものがあり、前年度比約6%アップの支出となった。事務費支出は、22億0,600万円の支出であった。これは前年度約0.9%アップである。平成27年度の戦略として、執行力の強化ということで、弁護士職員報酬支出の予算を多めにとっていたが、着手が事業年度途中になったこともあり、先ほどの事業費のような支出増にはならなかった結果である。他会計への繰入支出は、ほぼ予算並みであった。これが一般会計の支出の主な内容である。

3番目の特別会計の説明に移る。会館特別会計であるが、これは一般会計から月1,500円の収入が主たる収入であり平成27年度決算額で6億3,000万円の収入があった。支出については、敷地使用料とか建物に関するもの、ハード関係費、ホームページ関連費、こういうものがこの会計から支出されている。会館特別会計もかなりお金が貯まっており、次期繰越収支差額は50億円となっている。特別会計の2番目として、法律援助基金会計について説明する。月額1,100円の特別会費と一般会計からの繰入金主たる収入である。当期収支差額黒字6,900万円が計上されている。5年連続黒字がこの特別会計では続いており、次期繰越収支差額は8億円強となっている。次に、特別会計3番目として、少年・刑事財政について説明する。特別会費として最も高額な3,300円の月額会費をいただいているものである。事業活動収支差額が今年度久しぶりに黒字となった。ここ3年赤字であったが、今年度刑事被疑者弁護援助等の件数が減ったこともあり、久しぶりに6,700万円の黒字となったものである。次期繰越収支差額は、3億円強である。

最後に、日弁連ひまわり基金、これは月額600円の特別会費が主たる収入である。事業活動収支差額を見ていただくと、1,000万円程度の黒字となっている。当期収支差額が1,800万円、次期繰越収支差額が12億円、11億8,900万円となっている。

連結の報告については、貸借対照表総括表の記載が現在の一般会計及び特別会計の日弁連の現状である。流動資産合計が127億円ほどあり、一般会計に43億円、会館特別会計に50億円、法律援助基金会計に8億円強、日弁連ひまわり基金会計に12億円という状況である。固定資産は、特定資産として退職金手当積立金特別会計が9億円あり、それ以外は建物等の固定資産である。現状日弁連の財務体質は一般会計・特別会計連結で、このような数字になっている。

一般会計及び特別会計の決算は、平成27年度の経理委員会の承認、平成27年度の監事による監査を経ていることを併せて報告する。

続いて、議長は、平成27年度監事に監査報告を求め、井上裕明平成27年度監事から、帳簿書類及び証票書類を検査し、その他必要と認めた事項について説明を求めて監査した結果、平成27年度に属する一般会計及び特別会計の収支計算書、貸借対照表、

正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

武内更一会員（東京）「決算に反対する意見を述べる。前年度の日弁連の活動について、大変たくさん問題があるが、特に申し上げたい点は、弁護士の在り方、弁護士の経済的な状況、そういうものに対する配慮、それが前年度の執行部の活動には見られない、むしろ逆行していると考えられることである。弁護士が独立して国家権力や社会的、経済的強者と対峙して、また、時の多数意見にも対抗して意見を述べ、基本的人権を擁護していくためには、弁護士の経済的基盤が独立していなければならない。国家や行政、大企業、そういうものに従属した弁護士が増えても、基本的人権の擁護、少数者の人権を守りきる弁護士、弁護士会としての最も必要な責務が果たせなくなると考える。今日5月27日、伊勢志摩でサミットが開かれているが、集まっているのは、今正に戦争している国々の代表者、帝国主義国家の列強の代表者たちである。そして、議題としてテロ対策、ISとの問題を討議している。ISの活動を支持するわけではないが、それを作り出したのは、正に帝国主義列強の世界支配、圧力、そして中東への介入、石油資源の奪い合いだと思う。そこに手を入れずして、軍事力で抑えても、おそらく永久に戦争はなくなるであろう。オバマ大統領は、今日核攻撃のボタンを持って広島入りをするわけである。核なき世界という彼の言葉がいかにか欺瞞なのか、アメリカ自らが核を支配し、最大級の核戦力を持って、核なき世界を訴えるという、このパラドックスはとても容認することはできない。広島に被爆者の皆さんが、アメリカ大統領に謝罪を求めたい気持ちを持っているのにそれを抑え付けて、謝罪を求めさせない、求めない代わりに広島入りをしてもらい、献花してもらおうという、正に映像を作ろうとしている。絶対に許せないことである。謝罪しないということは、核戦力を使うという恫喝と実際に使う可能性が十分にある。今の世界は、再び世界戦争に向かって緊張を高めており、その列強に並び立つのが、日本の安倍政権である。政府との対決は強まっていくと思う。そういう世の中の流れ、戦争、それをおそらく翼賛していく多数の世論、マスコミ、そういうものと対峙できるのは独立した弁護士であり、最後まで絶対に阻止するという活動をしなければならないと思っている。生きていくのに精一杯、日々食べるのに精一杯な弁護士であってはとても戦えないと思っている。法曹養成、弁護士の在り方の問題について、この状況を作り出しているのは弁護士の激増政策による窮乏化である。それに対して、昨年度の日弁連執行部は有効な対応策が出せなかったどころか、むしろ逆行する活動をしている。特に指摘するのが、弁護士の活動領域の拡大、若手サポートと称するものであるが、中身は何もない。集まって、話をして調査をしているだけ、自治体や行政との連

携を強めると言っているだけ、これでは弁護士の経済的な自立性、独立性の強化というものは、むしろ逆行すると思っている。この激増政策が弁護士を弱体化し、そして戦争の露払い、戦争の障害となる弁護士層を弱体化させることがこの新自由主義の狙いだと考える。そのことを見抜いて、弁護士はやはり自らの経済問題なくしては、弁護士の対決する活動ができないと思う。そのような活動を強化し、サポートするのが弁護士会と日弁連の役割だと思う。日弁連は、その点について強力に活動をしなければならないが、昨年度の決算、この中身では、それは望めない。予算も同じ趣旨で、私は反対するつもりである。」

西村正治会員（第二東京）「決算の承認に反対の意見を述べる。議案の特別委員会費の中に取調べの可視化実現本部平成27年9月1日廃止とあり、同日付けで取調べの可視化本部設置とある。あたかも昨年9月に取調べの可視化が実現したかのような表現である。刑訴法改悪案は、昨年9月には参議院を通過していないのであるから、これは全くトンチンカンな話である。それはともかく、法案が成立した今となっても、取調べの可視化が実現したというのは、全くの間違いであることをはっきりさせなければならない。今年4月、参議院での審議の中で、この法案の本質的問題点が明らかとなった。4月8日の栃木今市事件判決は、取調べの録画映像が有罪の有力な実質証拠となり、冤罪を作り出すことを実証した。今市事件で最初に自白がとられたとされる別件起訴後の本件取調べでは、余罪取調べであれば、法案の規定上、録画対象ではないと法務省刑事局長が答弁した。これでは、録画は違法捜査の抑制ではなく、違法捜査の隠蔽手段ではないか。これは可視化では決してない。いかにひいき目に見ても一步前進などと言えるものではない。5月12日、刑事法制委員会は、急きょ執行部に対し、この点を放置しては良くない。この法案を成立させることなく慎重審議を求めようという意見書を突き付けた。しかし、執行部は法務省解釈と違って日弁連は録画義務があると解釈しているから、この法案は問題ではないとはねつけた。

もう一つ、参議院の審議で証人隠しの制度の怖さが浮き彫りにされた。司法取引の当事者の名前を弁護人にも秘匿できると、法務省刑事局長が答弁した。法制審では、被害者保護のようにごまかされてきたが、制度の本性があらわになった。突然、どこの誰かも分からない者から、司法取引で売られた人の弁護人はどんな弁護をすればいいのか。

5月19日、参議院法務委員会での野党の最後の質疑で、法務省の見解は日弁連と違うが、このまま法案を通していいのかと質した。これに対し岩城法務大臣は、現時点においても日弁連は、本法律案に全体として賛同されているものと承知していると答え、この後採決が強行された。執行部は最後まで法案成立に協力したのであり、正に日弁連の使命に反するものと言わなければならない。そうした意味で、本決算に反対する。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了

して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

**〔第2号議案〕平成28年度（一般会計・特別会計）予算議決の件**

**〔第3号議案〕平成29年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件**

議長は、第2号議案「平成28年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「平成29年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

早稲田祐美子副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

まず、一般会計の予算規模について説明するが、収入面については、平成28年度は、53億3,114万円を計上している。平成27年度決算比4億6,484万円減、8.02%減を見込んでいる。支出面は、会議費支出2億6,480万円、委員会費支出10億7,545万円、事業費支出11億47万円、事務費支出24億8,840万円、他会計への繰入支出8億0,871万円、以上、事業活動支出計が57億3,783万円である。その他、予備費1億円があるが、支出全体としては58億5,383万円としている。その結果、当期収支差額は、5億2,269万円の赤字となり、次期繰越収支差額は、35億2,026万円となる見込みである。特に配慮した項目について、収入であるが、一般会費の減額、7月から研修受講料の無料化、弁護士過疎・偏在対策のための特別会費月額600円の徴収が昨年度3月に終了したということで、収入は大幅減が予想されている。なお、他会計からの繰入収入であるが、特別会計に保険事務特別会計があり、この事務を日弁連職員が業務をしていることから、業務量相当分として、月額100万円、年間1,200万円を繰り入れることにしている。

次に支出について、会議費支出、2億6,480万円である。このうち役員協議会関係費支出が7,200万円、これはワーキンググループ諸費用である。委員会費支出については、様々な分野の委員会活動、これが日弁連の活動の源泉であるという認識の下、過去5か年の当該委員会の予算・決算を踏まえて、本年度の事業計画を検討して予算を配分している。委員会の内訳は、議案書を御覧いただきたい。事業費関係について、特に、本年度も昨年度同様考慮したのが、弁護士会に対する支援である。弁護士会シンポジウム等開催援助費支出としては、本年度1,000万円を加えて7,000万円の計上としている。弁護士会支援費支出については、各弁護士会に100万円を上限として支援をするということである。弁護実務修習援助費支出は1,650万円である。また、



昨年度来、広報についても取組を強化しており、今年度は、広報宣伝費支出を昨年度比1,600万円の増額をして9,600万円とした。これは、昨年度からタレントを起用した広報を開始し、戦略的な広報活動を日弁連と各弁護士会で全国的に継続的に実施できるようにしている。その他、ひまわりお悩み110番運営費支出等もある。事務費支出については、会長・副会長報酬が今年度4月から若干増額になったため、金額は増額している。弁護士職員報酬支出は、日弁連の諸活動が質的・量的に増大している折、6億8,000万円を計上している。事業費支出の再審支援費支出であるが、これは本年度新設している。昨年度は、人権擁護委員会の予算に計上されていたが、日弁連が再審支援をした事案について、再審支援費支出として、委員会ではなく、別途項目を立てて2,000万円を計上している。以上が、一般会計である。

特別会計について、簡単に御説明申し上げる。会館特別会計については、従来1,500円だったのを、月額800円にしたために、平成28年度は、繰入収入が減少する見込みである。支出面については、先ほど決算報告にあったようなものである。本年度も会館20年目の大規模修繕費用として、前年度に引き続き3億円を積み立てることにしている。次に災害復興支援基金特別会計についてであるが、熊本地震のため、寄付金収入として皆様からの義援金2,000万円の予算を計上している。それから、事業費については、援助費支出として1,000万円、これは被災地の弁護士会に対しての援助費の支出を計上している。さらに事務費については、会議費支出として5,850万円、これは熊本地震及び東日本大震災・原子力発電所事故等に対応する会議費として計上している。それから、法律援助基金会計については、昨年度と同様、月額1,100円の特別会費と一般会計からの繰入れになっている。続いて少年・刑事財政基金会計については月額3,300円、これも決算報告と同様である。平成28年度の法テラスへの委託経費の19億7,170万円のうち13億2,977万円が、この少年・刑事財政基金会計である。

最後に日弁連ひまわり基金会計については、弁護士過疎・偏在対策のための特別会費月額600円の徴収が、本年3月で終了したために、今年度は代わりに一般会計から月額会員1人当たり月額500円を繰り入れることとしている。主な支出としては、事業費支出にあるように、公設事務所維持費支出、法律相談センター維持費支出がある。以上が第2号議案である。

第3号議案について、平成29年度（一般会計・特別会計）の4・5月分暫定予算案は、従前の例に従い、便宜上平成28年度予算案の12分の2に相当する金額を予算案として計上している。

最後に会計規則第6条によると、定期総会において予算の議決を得るときは、予算の大科目内の流用についても承認を得ることができると定められているので、この点についても、併せて御承認いただきたい。

以上、平成28年度予算は限られた資金の中で、日弁連の諸課題に迅速適切に対処し

得るよう、可能な限りの予算措置を講じている。執行部としては、課せられた使命を着実に果たしていけるよう会務運営にあたりたいと考えているので、会員各位の格別の御理解・御協力をお願いします。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

岩村智文会員（神奈川県）「日弁連のホームページの本年度の会務執行方針の中で、可視化と並んで取調べにおける弁護人の立会権を実現する方向で踏み出すということが書いてあって、私は非常に喜んだのだが、可視化の問題では意見を異にしたので、日弁連内に深い傷が残っていると思うが、非常に難しい弁護人立会権という言葉が会務執行方針に出したということは、非常に喜ばしいことだと思う。この予算の中で、どういう形でそれを予算的な配慮としているかをお聞きしたい。」

山口健一副会長「弁護人の立会権については、これまで日弁連は、いろいろなところで必要性を強調してきた。この問題について、日弁連刑事弁護センター等でいろいろな意見交換はするが、なかなか実現性が難しく、細かな検討がまだできていなかった。でも、諸外国では弁護人の立会権というのは、いくつか認められている。可視化も一つの冤罪を防ぐ大きな手段ではあるが、それだけで全てが解決できるとは私たちはもちろん思ってはいない。そのような意味で、弁護人の立会権という問題を全面に掲げて、今年度は会務執行方針として、日弁連刑事弁護センターと関連委員会で検討していくことを表明した。どれぐらいの予算をそれに費やすのかということについては、全体の予算の中で特別な項目を設けているわけではないが、そういう方向で今年度は踏み出そうと考えている。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

岩村智文会員（神奈川県）「今の副会長の答弁は、ある意味で前進的であるが、非常に抽象的だと思っている。今度の国会で可視化問題が議論されたときに、野党の議員は、弁護人の立会権の実現が重要ではないかという質問を再三している。その中で、今回アメリカ軍属が捕まったが、それ以前の話であるが、アメリカ軍人とアメリカ軍属が捕まったときは、米軍が取調べに立ち会うことになっている。ところが日本人は立ち会えず、こんな不公平なことがあるのか。なぜアメリカ軍が立ち会えるかというのは、国際常識だからだという発言をした政府に迫ったときに、政府はどう答えたかという、弁護人の立会権を実現してしまうと、取調べの質が完全に変わってしまうから絶対できないと答えている。可視化は取調べを前提にしたものである。これに賛否はいろいろあってもいい。私はもうそれはしょうがないと思っている。法として執行したから、これをどうい

いものにするかというのはいろいろあると思う。でも、取調べそのものを問題視して、取調べそのものを打ち砕いて、もっと科学的な形で捜査をしていくべきだというのが弁護士立会権である。取調べ受忍義務だとか、人質司法だとか、そういうのを打ち破る一つの重要な要素である。だから、それを日弁連が今山口副会長が言われたとおり、やるということを会務方針として掲げたことは私は非常に賛成している。そうであれば、可視化実現本部以上の本部体制を作らなければ、絶対実現しない。捜査当局は、取調べの質が変わることは絶対是認しない。そういうことに日弁連が踏み出すためには、日弁連だけではなく、日弁連が率先して各弁護士会にも呼び掛けて、全国全ての弁護士会から弁護士立会権を実現しようという運動を起こすべきだというのが私の考えである。そのための率先した予算配慮をいろいろな形で実現していくし、全国の弁護士会でもそうやろう。私は、そうなったら可視化でいろいろな問題を提起し、弁護士会ごとにも意見が違ふ。神奈川県弁護士会は、日弁連との方針とは違ったが、そういうことを克服して、捜査の在り方を本気で考えていく日弁連として一体となることが可能だと、私は考えた。だから、今回の会務方針はいいことを言ったと思っている。だから、是非そこをちゃんとしたことをやりますということを経営部として言っていたきたい。」

小笠原基也会員（岩手）「予算の関係で、私のほうから意見を述べる。取調べの可視化の話とともに、弁護士会が重要だという話、正にそのとおりである。では、弁護実践でどうやっていくのかといった場合、今できることとしては、やはり勾留されていると、立ち合わせろといっても、向こうが認めない。だとすると、本来的には例えば在宅事件などできる範囲で一緒に行き、取調べに立ち合わせろ、そうでないと取調べなしだというような全国的な運動をしなければならないのではないかと思う。ただ、今在宅事件については、被疑者援助の対象になっていない。被疑者援助は勾留されている人で、国選の対象外、こういうことでは今言ったような活動などはできないのではないかと思う。また、在宅事件については、当番弁護も会が負担して日当を払っている状況であるので、こういったところにも予算の関係で検討していただき、是非そういう活動ができればいいのではないかと思うので、御検討いただきたい。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

まず第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

**〔第4号議案〕 綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件**

議長は、第4号議案「綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

小田修司副会長から、平成29年3月31日に任期が満了する綱紀委員会委員の半数13名及び綱紀審査会委員のうち5名の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会の選任とすること及び委員がその任期中に欠けた場合の補充選任についても、同様に理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数により可決された。

**〔第5号議案〕 第68回定期総会開催地を東京都に決定する件**

議長は、第5号議案「第68回定期総会開催地を東京都に決定する件」を議題に供した。

小林副会長から、趣旨説明として、第68回定期総会の開催地を東京都とする旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第5号議案は賛成多数で可決された。

**〔第6号議案〕 宣言・決議の件「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権の回復への支援を継続し、脱原発を目指す宣言(案)」**

議長は、第6号議案「宣言・決議の件」のうち、「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権の回復への支援を継続し、脱原発を目指す宣言(案)」を議題に供した。

岩渕健彦副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

2011年3月11日の東日本大震災及び福島第一原発の事故から5年が経過している。日弁連は、これまでも被災地を中心に被災者及び被害者のための法律相談を行い、人間の復興の観点から数々の支援と立法提言を行ってきた。その中には、例えば原発事故に係る損害賠償請求権の消滅時効の延長のように、立法提言が結実したものもある。しかし、震災発生から5年が経過してもなお、全国で避難生活を送り続ける人の数は17万人を超えている。復旧・復興が進んでいるとは言えないと考えている。被災者及び被害者の抱える問題は、むしろ複雑かつ深刻になっているとさえ言える。被災者の方を例にとれば、半壊の住宅において5年間変わらず不自由な生活をしている方、情報を含めた支援が行き届いていなかった方、いわゆる在宅被災者の問題が最近になって認知されつつある。例によっては、下水道等も全くなくいまだにトイレはおまるであると、そういう悲惨な状況も確認されている。原発事故被害者の方も避難指示区域内の被害者と区域外の被害者では、慰謝料算定においても全く対応が異なっている。さらに、区域外避難者に対する住宅支援も打ち切れようとしている。

このように、復旧・復興が進んでいない実態の中で、福島第一原発事故の教訓に学ばず、原発の安全性の確認が不十分なまま再稼働が優先されようとしている。原子力事業者の損害賠償の限定が行われる動きさえも見られるところである。このような実態を踏まえ、被災・震災及び福島第一原発事故から5年が経過した現在、人々の生活再建及び被災地の復興が道半ばであること、一人一人の被害に対応したよりきめ細やかな支援が必要とされていることを改めて認識するとともに、引き続き被災者及び被害者に寄り添い、支援活動を継続していくとともに、原発事故再発防止に取り組むことを宣言したい。その前提で、特に重要な点は以下のとおりである。

第1の部分は、現在の被災者生活再建支援法が、住宅被害の程度と再建方法に応じた支援を行うという枠組みになっているが、これを変えたいということである。これを住宅のみならず、被災者の生活基盤全体の被害に着目した支援の内容に変えていくことを提言していくものである。被災の実態は様々で、今まで申し上げたとおり、住宅被害でその再建方法に着目し、かつ、世帯単位で支援が行われていたが、生活環境、家族の離散、職場環境の喪失といった被害にも着目し、かつ、世帯ではなく個人に着目することを提案し、支援内容についても拡充していきたい。また、被災者は幾つかある支援メニューについて、自らが使えるメニューを、理解しかねている場合がある。さらに、生活再建に当たっては、被災者の現状と不満・不安を共有し、悩みを共有し、共感し、再建策を共に考えることも不可欠である。そこで被災者再建支援委員などの創設についても提言している。なお、これは最近まで日弁連も認識していなかったが、自治体によっては独自の取組として、既に生活再建支援委員を置いて生活再建に当たっているところもあり、こうした制度について、国の制度として行うことを提言したいと考えている。

第2の部分は、震災関連死に関する部分である。記載のとおり、日弁連の調査によれば、震災関連死の認定率は自治体ごとに大きな差が出ている。震災関連死についての認定例は、広く公表される必要があると考えている。

第3の部分は、福島第一原発事故の被害者救済に関する提言である。前段は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、避難指示の解除等を理由とした賠償の早期打切りを図るのではなく、被害の実情に即して必要かつ十分な賠償を行うよう求めるものである。特に東京電力は今、浪江町がいわゆる原紛センターにおいて住民の約8割を代理して行っている事案について、原紛センターからの再三の和解案の受諾のあっせんを一向に受諾しようとしていない。東京電力に対しては、和解案について速やかに受諾することを求めていると考えている。後段は国に対するものであり、被害者の良好な生活環境の確保や健康維持のための支援策の実施を求めていくものである。住宅支援、健康診断の実施、子どもたちが心身の健康を把握するための保養の機会等を供する措置を求めるものとなっている。

第4の部分は、原発事故における原子力事業者の損害賠償責任の有限化を求める動きに関する提言である。日弁連としては、原子力事業者の損害賠償責任の有限化はモラル・ハザードをもたらすと考えており、原発事故の再発防止のためには、原子力事業者の無過失・無限責任を堅持し、原発賠償がより実効性のあるものとなるように求めている。

第5の部分、これは原発の再稼働についての提言であるが、この点は実は既に日弁連の2013年の人権大会、2014年の定期総会において本宣言案と同様の宣言及び決議を行っている。5年目の宣言においても、これを重ねて踏襲するということである。

説明は、以上のとおりである。是非この宣言案について、採択いただくようよろしくお願い申し上げます。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

小笠原基也会員（岩手）「賛成の立場から討論をさせていただく。岩手県の沿岸被災地は、津波により、これまで生活していた場所が甚大な被害を受けたため、浸水地においてそのまま復旧・復興するのではなく、強固な防波堤を作り、かさ上げをし、あるいは高地を整備して高台移転を行うこととして、現在その工事が完了したり、あるいはなされている最中である。しかし、こうした工事は、物の復興にすぎない。当会は人間の復興の観点から、震災発生直後から、日弁連あるいは全国の弁護士会の皆様の支援を受け、被災地において様々な法律相談を実施してきた。震災当初は、行政情報にどんなものがあるのか、支援はどうやったら受けられるのかなどの似たような相談が多かったが、

時間が経つにつれて、被災者が抱える困難は、個々人によって異なることが見えてきた。人によって、それは高齢化による事業の継続の断念であったり、あるいは土地問題がなかなか解決しない、資金面がなかなか解決しないことによる生業の再生の問題であったり、あるいは働き口がないということで、若い人たちが街を出ていくという家族の分離の問題であったり、あるいは建物自体は無事だったけれども、生活が成り立たないという、制度の狭間で支援が受けられないという、そういった問題であったり、正に本当に様々な問題が、震災から発生しているというのが、現状ではないかと思う。このような個別かつ多種多様な困難に対しては、住宅被害のみに対して一律の金銭的給付を行うことだけでは、生活の再建はまずできないと考える。それぞれが受けた被害の特徴から、個別に支援を組み立てていかなければ、復興から取りこぼされる人が多数生じることは明らかである。人間の復興のためには、災害被害とは何かを見直さなければならないと思うし、その結果、個別の被害に対する支援を通じて防災の方策も見えてくるのではないかと思う。このような個別の支援としてうまくいった例としては、被災ローン減免制度から発しての被災ローンガイドラインができた。前の災害からの教訓、そして被害とは何か、震災とは何かというものを見つめた結果できた制度であり、これは熊本の震災においても、実際活用できるものであると思う。この宣言案は、災害多発国日本において、震災による被害、地震だけではなくて、災害による被害とは何かを見直して、それに対する提言をするという点において、緊急事態条項などよりもはるかに災害への備えになると思う。このような観点から賛成するとともに、私を始めとする被災地の弁護士は、この宣言案を実施・実現していくように活動していきたいと思うので、会員の皆様には、この宣言案に賛成していただくとともに、今後の復興への支援、あるいは今後発生する、あるいは今現在困難に直面している被災地・被災者の皆様への支援の継続をよろしくお願いしたいと思う。」

藤田正人会員（東京）「少し賛成しかねるということで、意見を述べる。166人、この数字は御存じの方も多と思うが、3・11の日、今年であるが、報道された福島県で見つかった子どもの甲状腺がん、あるいはその疑いがある人の数である。この問題について、この宣言案は一切触れていない。非常に不思議である。確かに政府や福島県は、この甲状腺がんが原発事故が原因だということを認めていないということはあるが、何だかその影響を受けているような感じで、非常に不自然である。そういう意味で、私は賛成しかねるということを申し上げたいと思う。」

新開文雄会員（福島県）「宣言案に賛成の立場から意見を述べる。平成23年3月11日、戦後最大の国難と言われる東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、私の住む福島県は地震、津波、原発事故という三つの災難、事故の中で生活をせざるを得なくなった。まず、損害賠償については、中間指針は最低基準であることを

確認し、完全賠償を実現する必要がある。この点に関して、被害に関する紛争を円滑・迅速・公正に解決する公的な紛争解決機関として、原子力損害賠償紛争解決センターがある。先ほど、執行部から説明があったが、双葉郡浪江町は慰謝料を月額10万円からの増額を求めて1万5,788人の町民が、集団でこのセンターを通じて和解仲裁申立てをした。その結果、避難生活の長期化に伴う将来への不安の増大による慰謝料の加算、さらに高齢者については、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた、日常生活損害慰謝料として月額10万円に加算した内容の和解案が提案されたが、東京電力は平成26年6月以降、約2年にわたり和解案の拒否を続けている。これだけを見ても、十分な賠償がなされているとは言えない。

また、原状回復については、現在、福島県では放射線量が事故前とほとんど同じになったことを理由として、避難指示準備区域の解除の動きが進展中である。しかし、線量が下がったから安心・安全な住環境が確保されると言えるのか。地域コミュニティが破壊された中で、住民は帰るべきか、帰らざるべきか、無理か、でももしかしたらという揺れる気持ちの中で決断を迫られている。また、住環境だけでなく、住民への健康対策も甲状腺がん、心の健康、生活習慣病に限った健康診断が行われているにすぎず、住民への健康対策が十分なされていないわけではない。さらに、被災3県のうち福島県においては、他の2県に比べて自殺者が増加傾向にある。したがって、この対策のためにも心の健康の問題だけでなく、更なる対策が必要である。

5年経過した現在も福島県では本年4月14日の時点で、福島県外に4万2,000人、県内で5万人、約9万2,000人の避難者があり、そのうち約5万人は福島第一原発から半径20キロ圏内の避難指示区域からの避難者である。このような多数の避難者を生み出さないためには、電力会社を始めとする利害関係者において、事故防止のための投資等の措置を促し、安全対策費の動機付けを与えるような賠償が必要である。また、停止中の原発の再稼働を含めて、原発の運転を認めず、できるだけ速やかに福島第一原発の1号機から6号機だけでなく、福島第二原発の1号機から4号機を含めて、全ての原発を廃止することが必要である。」

議長は他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第6号議案 宣言・決議の件「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権の回復への支援を継続し、脱原発を目指す宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

**〔第6号議案〕 宣言・決議の件「安保法制に反対し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言（案）」**



議長は、第6号議案「宣言・決議の件」のうち、「安保法制に反対し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言（案）」を議題に供した。

山口副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

本議案は、この間、日弁連が安保法制に反対をし、法律が成立した後も、その廃止等を求めて行動することを再確認し、そして行動していくことを宣言するものである。安保法制は、今年の3月29日に施行され、存立危機事態という要件を作り、歴代内閣が憲法上許されないとしていた集団的自衛権の行使を容認した。そして、重要影響事態だとか、国際平和共同対処事態という言葉で、PKOを含めて任務遂行のために武器が使えるというようなことを言い出した。日弁連はこの間、この法案については憲法第9条前文等に定める恒久平和主義に違反する、更に集団的自衛権は認めないと歴代の内閣は言ってきた、それは憲法違反なのだということで反対をしてきた。それらのことを主文の中で改めて確認し、本年3月29日に安保法制が施行された後、日弁連としては、これらを座視することはできないということで、若い人たちも含めた各層の人たちが、大きな反対運動を興し、日弁連も52会全ての弁護士会もこれに反対をし、日弁連もその先頭に立ってきた。そのことをもう一度確認し、今後も安保法制の適用・運用に反対して、その廃止・改正を求めるところを通じて、立憲主義及び民主主義を回復するために、市民と共に取り組むことを宣言している。

提案の理由であるが、まず第1で、立憲主義及び恒久平和主義の意義について、改めて確認をした。そして、この安保法制が、恒久平和主義・立憲主義に違反していることについて、その理由を述べている。そして、第3では、安保法制の提出に至る経緯をもう一度振り返った。政府がどういう形でこの法案成立に至ったのかを整理をし、そして国会でどんな審議が行われ、多くの市民がどう反対してきたのかについても、経緯をずっと振り返った。第4では、安保法制の施行による立憲主義の危機の深化というタイトルで、現状をもう一度確認した。第5では、立憲主義・民主主義の回復に向けた展望として、今後何を私たちはしていくのかについて触れている。

最後の、立憲主義・民主主義の回復のためという項目で、「憲法違反の安保法制の可決・施行に続き、臨時国会の召集に応じないことや、政府関係者が国家緊急権の創設や日本国憲法第9条の改変等に言及する状況の下、当連合会は、これまでの取組の成果を踏まえ、改めて憲法の立憲主義及び恒久平和主義の意義を確認するとともに、今後とも憲法に違反する安保法制の適用・運用に反対し、その廃止・改正を求めるところを通じて、立憲主義及び民主主義を回復するために、市民と共に取り組むことを決意する」ということで最後を締めている。審議をお願いする。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

岩村智文会員（神奈川県）「この間の日弁連が行ってきた安保法制に対する闘いは、非常に素晴らしかったと思っている。宣言で、「今、弁護士及び弁護士会が「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という立場から意見を述べ行動しなければ、弁護士及び弁護士会は、先の大戦への真摯な反省と、そこから得た痛切な教訓を生かせないことになる」と述べている。これは、非常に重要なことであるが、こういう闘いをすることによって戦争への反省をすることは大事だとは思いますが、先の大戦への真摯な反省を独自にする必要があると私は思っている。私が知るのところでは、東京弁護士会や第二東京弁護士会は、かなり早い時期に戦争協力を、国家に協力するという決議をして動き出したと思っている。一番抵抗したのが第一東京弁護士会だった。だからそういう経験をもって、国家に協力したことによってどうなったか。これは弁護士会も反省しなければいけないが、もっと本当は反省しなければいけないのは裁判所であり、裁判所が戦争協力したことによる反省をきちっとしないと、司法が本当の意味で私は改革できないと思っている。今後、この戦争法案も争われる可能性があるが、司法がやはり問題になると思う。そういうときに、先の大戦への真摯な反省とそこから得た痛切な教訓等を生かすために、どういう反省をして、どういう教訓を引き出すのかという作業を、日弁連が率先して各弁護士会と共にやり、司法の問題点をえぐる必要があるのではないかと思っている。その点での執行部の考えをお聞きしたい。」

山口副会長「実は、1995年10月20日の第38回人権擁護大会で、戦後50年・平和と人権に関する宣言を行っている。ここで我々は戦後、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命として、憲法の下で弁護士自治を保障した弁護士法に基づいて、平和と人権に関する問題に取り組んできたが、戦時下の弁護士会を含む司法についての調査・研究は十分とは言えないというところから始まり、やはり先の大戦の中で司法が果たしてきた役割、当初は当然反対をしていたが、全体の中に巻き込まれて、弁護士会だけではなく、司法全体が戦争に協力をしたことについて、この1995年の人権大会で反省をし、この反省の上に立って、今後平和を守っていくという宣言をしている。

今回改めてこの問題に触れたのは、1995年の人権大会でしたことをもう一度私たちはこの戦後70年、今しかも安保法制という本当に戦争に巻き込まれていくかも分からない時期に、もう一度振り返って考えて、これを基礎にしながら改めて平和の問題を考えていくという気持ちで、宣言の趣旨、理由のところに書き込んだ。具体的な取組については、今後相談をしていきたい。」

八幡敬一会員（札幌）「安保法制は、高度の政治性を有するものと考えてるが、これに対する国民の賛成・反対及び法律家の意見は様々であり、二分されていると思う。先の

統一衆議院選挙でも、今年7月に行われる参議院選挙においても、安保法制は大きな争点となっており、野党は安保法制反対でまとまって闘っていくという動きもある。以上の状況下において、安保法制に反対する宣言をすることは、日弁連が特定の政治的立場に立つことを意味すると考える。強制加入団体で政治的中立性を要求される日弁連の目的、立場に反するのではないかという疑問を持っている。そこで、この点に関する日弁連執行部の考えについて答えいただきたい。」

山口副会長「この問題は、高度の政治性を帯びているという点では、そのとおりだと私は考えている。ただ、安全保障の問題というのは、憲法の恒久平和主義に関わる問題であり、政府は立憲主義の下で憲法の枠組みの中で政策を選択する、法律を作るというのは、当然のことだろうと私たちは思っている。これまで政府は、集団的自衛権については、憲法の制約からできないと述べてきた。日弁連も2013年、そして2014年の定期総会で集団的自衛権の立法に反対する決議をしている。2015年の定期総会で安保法制法案にも反対をしている。さらに、一昨年7月の閣議決定の集団的自衛権の行使容認については、先ほど私が提案理由で述べたとおり、52の弁護士会全てが反対をし、声明を出したり意見書を出したりしている。そういう中で私たちは、今回の宣言は日弁連の総意として出せる、出すことが当然だと判断をしている。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

佐藤博文会員（札幌）「昨年の定期総会でも同旨の宣言を採択しているが、それを踏まえて、更に今回も是非採択すべきであるという賛成の立場から発言をする。

私ども北海道弁護士会連合会、札幌弁護士会でもこの1年間、例えば昨年の7月11日には、札幌市内で6,000名の集会を行い、そこには、キリスト教者、仏教者、憲法学者、退職したばかりの自衛隊員などがスピーカーとして発言するなど、私どもも想像もしなかった幅広い市民との共同の取組を行った。残念ながら、安保法は成立したが、私自身、そして多くの人々も打ちひしがれた敗北感というものはない。平和や人権、立憲主義の理念と実践は着実に広がっている。安保法はできたものの、簡単に発動できないという状況を作り出していると考える。

実は、私は自衛官の人権弁護団・北海道の活動をしており、元、あるいは現職の自衛官や家族の相談活動、あるいは裁判を行っており、彼らと深いつながりがある。彼らから時折このような話を聞かされる。世論の多数が反対し、隊員の一部がこの任務は間違っていると思っているという状況になったら、派兵あるいは戦争はできない。軍隊はそういうものだと言う。どういうことかという、世論の多数が反対している戦争に駆り出されて、そこで戦死したら犬死であると、冗談じゃない。これが率直な思いということである。また、部隊の中に任務に疑問を持つ者がいるとなると、いつ部隊から逃げ出

したり、気が狂ったり、あるいはおかしくなって味方に銃を向けて撃つかもかもしれない。そういうような状況になると、これまた軍隊としてはとても活動できなくなるというものだということである。我々が思っている以上に、この世論の力、あるいは人権というものが、彼ら自衛隊員や家族にまで影響を及ぼしていることを実感している。あるいは、こんなことも言う。安保法案は問題だらけだが、自衛隊のトップが安倍総理であることのほうが怖い。イラク戦争のとき、パウエル統合参謀本部議長ら軍のトップは皆反対したのに、ブッシュやチェイニーらシビリアンが戦争に駆り立てた。安保法にはこれに対する歯止めはあるのか。見ていると国会も裁判所も何の役にも立たないと思うと言っていた。

ここでも私たちは今、安保法が施行されたという現実の下で民主主義・立憲主義の回復、その機能が求められているということを痛感するわけである。5月22日に、北海道の北部方面隊の後方支援部隊が南スーダンに派遣された。駆け付け警護や宿営地の共同防護などのオプションは付けられなかった。新聞などでは、参議院対策だと言われているが、国民世論と自衛隊員家族の状況から、自衛隊としてとても強行できる環境になかったというのが真相である。憲法9条の神髄は、日本は他国で人を殺さないということにあると思う。今まで自衛隊の海外派遣はたくさんあったが、日本をターゲットにした犠牲者は出ているが、我が国の方から銃を向けて殺すことは一度もなかったわけである。これこそが戦後70年の憲法9条の実績であり、日本の平和ブランドの本当の価値ある意味だったと思う。私は、今後の闘いは、この一線を超えさせることなく、安保法を廃止すること、廃止するまで発動させないこと、そのために、それを支える民主主義・立憲主義の回復ということだと思う。それを我々法律家が担うべきだと、このように思うわけである。そういう意味では、この時宜にかなったこの宣言を、是非圧倒的多数で採択していただきたいと思う。」

武田英彦会員（札幌）「私は、本宣言案に反対である。第1の理由は、憲法は、集団的自衛権を容認しており、安保法制は合憲と考えるからである。第2の理由は、裁判所ですら違憲立法審査権を行使しない高度の政治性を有する事項について、違憲立法審査権を有しない日弁連が憲法違反であると宣言することは、日弁連の権限を逸脱した行為だからである。第3の理由は、強制加入団体で政治的中立性を要求される日弁連が、このような政治的内容の宣言をすることは、法的に許されず、かつ、不適切であるからである。第4の理由は、本宣言案が可決された場合、その宣言は、集団的自衛権を容認し安保法制に賛成の会員の思想及び良心の自由を侵害することになるからである。第5の理由は、本宣言案を審議するための十分な時間が確保されていないからである。

はじめに、憲法が集団的自衛権を容認していると考え理由を述べる。憲法は、自衛権を主権国家の固有の権利として認めている。砂川事件の最高裁大法廷判決は、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための処置を採

り得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならないと判示している。自衛権には、個別的自衛権と集団的自衛権があるが、集団的自衛権とは国際法上の概念であり、国連憲章第51条には、個別的自衛権も集団的自衛権も共に加盟国が有している固有の権利と定められている。憲法は自衛権を認めており、国連憲章第51条は、加盟国の固有の権利として個別的自衛権と集団的自衛権を認めているのであるから、憲法は、集団的自衛権を認めていると理解するのが自然な解釈である。日米安保条約の前文には、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認しと明記されている。すなわち、日米安保条約において、日本は自らが集団的自衛権を有していることを確認しているのである。なお、京都大学の石大石教授は、集団的自衛権の行使に関しては憲法は回答を与えておらず、よって当然に違憲にはならないし、反対に当然に推奨されるべきものではないと考えると述べている。安倍内閣が憲法解釈を変更し、集団的自衛権の限定的行使を容認したことは、何ら立憲主義に反するものではない。そもそも政府の憲法解釈の変更が許されないとの法的根拠はない。憲法第9条と自衛隊の関係に関する政府解釈が、国際情勢や社会情勢の変化に伴い変更されてきたのは周知の事実であるが、それと同様に、国際情勢の変化に伴い政府見解を変更する必要があるのであれば、集団的自衛権の行使に関する政府見解を変更することに憲法上の問題はない。これは社会情勢の変化に伴い、裁判所が判例を変更するのと同じである。したがって、今回の政府見解の変更は、憲法改正を必要とせず、立憲主義に反するものでもない。そして、政府が集団的自衛権を限定的に容認したのであれば、これを前提として安全保障法制を整備することは当然である。日本が、個別的自衛権と集団的自衛権を有する以上、これらの法律について、政治的観点からの妥当性の問題はあるとしても、違憲の問題は生じないのである。

次に、本宣言案が極めて政治的な内容の宣言であり、強制加入団体である日弁連の政治的中立性に反することについて述べる。集団的自衛権を限定的に容認する憲法解釈や、これに伴う安全保障法制の整備は、我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ、高度の政治性を有するものであり、個人の思想・信条や世界観並びに政治的立場により大きく意見が分かれるものであるから、強制加入団体で政治的中立性を要求される日弁連が決議することは、法的にも許されず、適切でもないと考えられる。そもそも憲法や法律の解釈は、一義的に定まるものではなく、複数の解釈のうちどの解釈を採用するかは、判断者の価値判断によることが明らかである。本宣言案は、集団的自衛権の行使容認並びに安保法制が違憲であると述べるが、参議院選挙の争点ともなっている極めて政治的な内容の宣言案であるから、強制加入団体で政治的中立性を要求される日弁連が宣言をすることは妥当でない。」

神保大地会員（札幌）「私は、あすわかという団体の共同代表をしており、その団体の活動を通じて感じたことなどを話し、賛成の立場で討論する。あすわかというのは、

明日の自由を守る若手弁護士の会という若手弁護士の団体である。あすわかという団体では、憲法カフェというものを全国各地で行っている。憲法カフェというのは、カフェのような日常的な場所、カフェのように誰でも気軽に話せるような雰囲気の中で憲法を語ろうという試みである。この憲法カフェでは、憲法に関連する時事問題をテーマにすることも多く、憲法96条の改正、特定秘密保護法、それから最近は安保法制もテーマになることが多い。その中で聞く市民の声は、知らないが一番多いが、例えば、今回の安保法制では、自衛官は戦闘現場で活動するということが知らない。戦闘現場というのは、政府によれば現に戦闘行為を行っている現場とのことである。自衛官がそこで活動するということが、リスクが高まることが必然のはずであるが、政府はそのリスクはないと説明をしている。そのため自衛官、それから自衛官の家族、関係者の皆さんが、とても強い不安に駆られているのは当然のことだと思う。また、あすわかには、世代が子育て世代ということもあり、いわゆるママの会と言われる方々とのつながりもある。

社会正義を実現する、基本的人権を擁護する、弁護士の責務に照らして今回の安保法制は違憲と述べ、その廃止に向けて行動するというのは、とても必要なことだと思っている。ママの会の方、自衛官の母親の苦悩などを聞いて、こういった苦しんでいる方々のためになると思って私は活動をしており、そのように活動していただいている弁護士会にはとても感謝をしている。市民の方も同じ気持ちだと思っている。私は、憲法カフェを通じてそのような意見を多く聞き及んでいる。そういうことから、私は今回の宣言案には賛成をしたいと思っている。」

高山俊吉会員（東京）「宣言案が言っていることは、安保法制の成立に至る経緯を確認した上で、集団的自衛権の行使を認めるこの安保法制、戦争法、これは憲法違反だということを言っている。自己保存という言葉は宣言案の中で使っているけれども、つまり自存、その範囲を超える武力行使は、立憲主義に反するということである。私は、大体間違ったことを言っていないからこれでいいのかなというぐらいで、もし受け止める方がいるとすればそれは違う。そもそも自存、自己保存とは何だ。個別的自衛の行動なら認めると言っているように聞こえる。そうだろうか。近代の戦争のそのほとんど全ては、自存自衛を理由として行われた。侵略戦争の欺瞞の表層に自存自衛という言葉が使われた。あのアジア太平洋戦争も自存自衛の戦争だと言ってやってきた。そのときに自存ならともかくという言い方をするか。欺瞞への協力を宣言することにならないか。そのことを私は具体的に感じる。全ての戦争は許されないという立場を私たちは絶対に持つ必要がある。そこに曖昧さを、1ミリの曖昧さも残してはいけないと思う。

もう一つ、立憲主義という言葉がたくさん使われている。宣言本文の中でも7か所も出てきた。理由を読んだら25か所もあった。明治憲法の下でよく言われた。立憲民政党だの立憲政友会だのと言った。権力を縛るものが、これが憲法なのだと、この定義から始まっている、宣言の中に書かれているけれども、危ういものである。それほど不動

の基準表になるものでもない。少し年配の方は、大学の憲法学でも習ってこなかったであろう。最新のと言ってもいい、新参の護憲用語である。戦争の具体的な危険が迫っているからいけないということをきちっと言う必要がある。今年の2月3日には、衆議院の予算委員会で自民党の稲田朋美政調会長が憲法9条2項は、この規定が立憲主義の空洞化を意味するという理由によって外せと言った。立憲主義というのは、その程度の言葉で使われることもある。危うい言葉である。そのことについての認識を私たちは、やはりしっかり共通にする必要がある。何が問題なんだ。それは戦争の接近、戦争を具体的に進めること。先ほど山口さんは、戦争に巻き込まれるという表現をしたけれども、そうではない。安倍内閣が戦争に突き進もうとしている。それを許さないという見地に日弁連が立つ必要がある。政治的な活動である、政治的な行為であるからという消極意見が少しは聞こえた。私は全く意見を異にする。政治的な状況になった。そのときにその戦争の狙いに対して、それに与する立場に立ったから、2,000万のアジアの民衆を殺すという日本の侵略戦争の戦闘に弁護士も立った。これを二度と許してはならない。この思いがあったればこそ、このときに絶対に改憲は許さない。戦争は許さないという声をあげなければいけない。そのために日弁連は、しっかりと先頭に立つ必要がある。あらゆる反戦の声をあげる人々と共に、法律専門家として、集団的自衛権も個別的自衛権も自衛権などと称してものを言うことが、すなわち侵略戦争に加担することなのだということをしかり行動によって示すことが求められていると私は思う。この案文の中を見ると、昭和47年政府見解であるとか、砂川判決であるとか、ホルムズ海峡がどうしたとか、そういうことが出てくるが、そういうことを全部おかしいというように否定するところは正しいけれど、にもかかわらず安倍政権がどういっても進めようとしているところの狙いが、どこにあるのかということについて、日弁連はしっかり見抜き、暴露し、告発をする必要があると思う。その言葉が欠けていると魂のないものになってしまう。その意味を込めて、私たちは、どうしてもこの安保法制の立法化に対して根底から対決をし、戦争に反対する、日弁連は先頭に立つぞということを宣言しようではないか。そういう意味合いにおいて、私はこの宣言に賛成したいと思う。」

議長は他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第6号議案 宣言・決議の件「安保法制に反対し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

## 〔報告事項2〕特別報告の件

議長は、報告事項2「特別報告の件」として、「平成28年度熊本地震への対応に関

する件」を議題に供した。

岩渕副会長から、次のとおり特別報告がなされた。

御承知のとおり、本年4月14日、午後9時26分、平成28年熊本地震が発生し、現在までに少なくとも49名、多くの方がお亡くなりになり、また大変多くの方がいまだに避難生活を送っている。まずは、改めて亡くなった方々に対し謹んで哀悼の意を表するとともに、被災されている方々について心からお見舞いの言葉を申し上げたい。本日は熊本県弁護士会の吉田会長が本総会に参加しており、被災者の支援活動に精力的に取り組んでおられる。心から敬意を表したい。

さて、日弁連は、熊本地震の前震を受けて、当日中には災害対策本部を設置している。翌日4月15日には、平成28年熊本地震に当たっての緊急会長談話を発している。この緊急会長談話は、基本的には日弁連としての熊本地震に対する被災者の方々への支援の決意表明ともいうべきものであったが、その深夜、熊本地震の本震が発生した。本部としては、この本震の発生により今回の熊本地震に対する対応は、当初の想定をはるかに超えるものになるという認識で一致した。そこで急いで行ったのが、まず総合法律支援法の一部を改正する法律案の早期成立と、熊本地震への適用を求める緊急声明の発表であった。元々執行部としては、この法律について早期の成立を目指していたが、この地震を受けて早期の成立のみならず、熊本地震への適用を求めることになった。この法律が成立することによって、熊本地震の被災者に対する支援活動の予算的裏付けができるという意味で、極めて重要な法案であると考えたからでもある。日弁連は緊急声明を発した後、各政党への働きかけを行った。積極的に国会への働きかけを行った上で、結果としては今国会、本日の午前中にこの法律の改正が行われている。今後は更に必要な政令の発令を働きかけた上で、また、法テラスとの協議も行い、早期の運用を開始したいと考えている。また、立法提言という意味で、日弁連は義援金についての差押えの禁止措置等を求める会長声明も発しており、これに関する法律についても本日の午前中に成立した。

話が前後するが、日弁連は、4月21日には、熊本県弁護士会への1回目の訪問を行い、熊本県弁護士会の災害対策本部にオブザーバーとして参加し、主として、被災者の支援方法についての議論に参加した。また、その場において自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン、以下単にガイドラインと申し上げるが、ガイドラインについての説明を行い、翌週からのガイドラインによる被災者に対しての支援の窓口の設置が行われたという経緯がある。なお、このガイドラインについては、災害救助法の適用のある自然災害によって支払不能に陥った方や、支払不能に陥ることが見込まれる方について、義援金、生活再建の支援金、それ以外に現預金で500万円程度、更には一定の車、地震保険付帯の火災保険等を残した上で、残りの債務について免除を受けられ



るという枠組みである。この枠組みの運用は、茨城県常総市の水害から適用されることになっている。熊本県の被災者は、現在県外にも多数避難している。また、災害はいつ起こるか分からないので、是非来週以降早急に熊本県弁護士会と同様に、この自然災害のガイドラインの窓口を作り、熊本県からの避難者が避難している弁護士会においては支援をしていただきたい、また、避難者がいないところでも今後の災害対応として、是非窓口を作っていただきたい。

次に、その後の電話相談についてであるが、被災の現場において、被災者の方々は日々いろいろな不安や悩みを直面し、当初は、抽象的な不安、生活の不安が多いが、日々時間の経過によって悩みが具体的になる中で対応するために電話相談を行った。熊本県弁護士会は、このために4月25日から回線2本を用意して対応しているが、当初は電話が全くやまず、受話器を置けば鳴る状況で、電話が繋がらないという苦情もあった。そういう中で、電話回線を急きょ5回線に増やしたが、5回線について1日、例えば2人で1回線を担当すると、1日10人必要という状況になる。本当に精力的にやっているが、人数からすると非常に大変な負担である。そこで急きょ、ゴールデンウィーク中には、回線を5回線にした上で、福岡県弁護士会の先生に毎日一定の人数の方に行ってもらって、電話相談の担当をしていただいた。また、残りについて一部は、東京三会に電話を転送し、法律相談を行っている。ゴールデンウィーク後は、今度は熊本県の電話を受けた上で一部を残し、福岡、次は大阪、東京三会ということで、現在電話対応を続けている。このような対応は日弁連初の取組と理解しており、こういう形で熊本県の支援ができたことは、非常に大きなことだったと考えている。

電話相談の件数であるが、5月20日時点において2,555件であり、その後1日平均106件来ているので、3,000件を超えるところである。内容としては、ブロック塀の倒壊、瓦の落下、外壁の剥落による隣家や隣家の自動車の棄損といった損害補償問題、借家契約についてのトラブル、罹災証明書、生活再建支援金の受給等の公的支援に関するものだったりもしているが、今は、ガイドラインに関する問題、つまり生活再建のための枠組みの利用についての相談が増えつつあると認識している。

日弁連としては、熊本県弁護士会の支援としての電話相談のバックアップを今後も相当期間継続していきたいと考えている。また、今後は同時に避難所での出張相談が必要になる。熊本県弁護士会では、避難所の相談も既に行っているが、これについて予算的なバックアップをしたいと考えており、熊本県弁護士会の要望があれば、人的な意味でのバックアップを是非行いたいと考えている。

以上が、法律相談活動のバックアップであるが、法律相談の前提としては、研修も必要であり、熊本県弁護士会において、まず4月21日、第1回目の研修を行った。私も参加したが、非常に大変な状況で、まずは電話相談や出張相談についての心構えや最低限度の知識やガイドラインについて取り上げた。熊本県弁護士会の会員、当日137名参加されて非常に熱気のある会合であった。その後、熊本県弁護士会と福岡県弁護士会

においてガイドラインの研修を2回、1回ずつ行っている。

最後になるが、5月2日、中本会長を始めとする災害対策本部の本部委員が熊本県弁護士会を訪問し、中本会長は、熊本県弁護士会の執行部との協議、被災地の視察に加え、熊本県知事、熊本市長との協議を行い、その協議においては弁護士会による情報提供についての協力をお願いした。連携の端緒ができ、その後の熊本県弁護士会によるニュースの配布等についての端緒になったと理解している。

以上が、報告であるが、復旧・復興に向けた活動は長丁場となるものと思われ、日弁連としては、今後も熊本県弁護士会と協議をした上で、支援を継続していきたいと考えている。皆さんにも、是非御理解と御協力をお願いしたい。

議長は、特別報告及び平成27年度会務報告に関する質疑に移る旨を宣した。

野呂圭会員（仙台）「刑事訴訟法等の改正法が成立したが、それについての日弁連の対応について、3点質問する。まず、1点目、録音・録画義務の対象とならない別件の被告人勾留中における対象事件の取調べについての録音・録画義務の有無について、日弁連と法務省の解釈が異なっているということが報道されている。日弁連執行部は、別件の被告人勾留中における対象事件の取調べも録音・録画の対象になるという解釈を示したのに対して、法務省刑事局長の国会答弁では、対象にならないということになっている。この点について、報道によれば、日弁連執行部は関係機関と確認作業を行う旨書かれてあったが、法案成立までの間の交渉経過を明らかにしていただきたい。また、解釈の違いがあるのであれば日弁連が主張するような解釈で通るよう法改正を求めると筋だったと思うが、法改正を求めなかった理由も併せて説明いただければと思う。

2点目は、プライバシーや通信の秘密、そして取材等との関係からすれば、言論の自由の侵害にもなりかねない盗聴の拡大、そして冤罪を誘発しかねない司法取引についてである。日弁連執行部は、こういった人権侵害、憲法違反のおそれのある法案、内容についても全体として賛成という立場を表明しているが、これはどう見ても今までの日弁連、弁護士会の活動と矛盾する意見だと考えている。先ほどの安保法制では、立憲主義の意義について、執行部そして会員の中から力強い意見が出されていたが、この盗聴や司法取引も国家権力、捜査権力を拡大し、自由に人権侵害が行えるようにするという意味では、立憲主義の理念に反するものであるから、この点について日弁連としてもしっかりと反対の意見を表明するのが筋ではないかと思っている。そこでこの2点、盗聴法と司法取引について、日弁連は今後、今回の法改正でなされた内容についての廃止や抜本の見直しを求めていく考えがあるのかについてお答えいただきたい。

3点目は、盗聴に関係するものであるが、会長声明等によれば、盗聴については、第三者監視機関の設置を検討しているということが言われている。この第三者監視機関の設置によって、現在現行法上の通信会社の立会いと、限定的な盗聴を行うというより

も、盗聴による人権侵害の危険が小さくなるということであるのか。そういう確証がないのであれば、やはり盗聴拡大、手続の簡略化については、廃止を求めるという立場を今からでも打ち出すべきではないか。施行までは時間がまだ少しあるので、日弁連執行部としての検討、回答をお願いしたいと思う。」

山口副会長「日弁連は取調べの可視化を是非実現させたいということで、この間、長い間運動してきた。もちろん日弁連が取り組んでいたのは、参考人も含む、身体拘束をされていない人たちも含む全過程の全可視化であった。もちろんそれが全ての刑事事件で可視化が実現をすれば、少なくとも私たちが経験している任意性で争う、適正な捜査が行われずに調書が作られていって冤罪が作られる。そこは大きな歯止めになるだろうというのが、日弁連の大きな方針であった。今回の法律は、いろいろな方から指摘されているように、一定の事件に限られた。しかし、その一定の事件に限られたとしても、私たちは、これが可視化を実現していく本当の第一歩だと位置付けて、日弁連で大きな議論をしてきた。一方では、今指摘があったように、司法取引だとか、盗聴だとかという提案も一緒にされた中で日弁連は、理事会も含めて全弁護士会でもこの問題について、何回も議論を積み重ね、2014年6月20日に全体として、これが司法改革を前に進めるのであれば賛成をしていく、その判断は最終的には執行部に委ねるということで決議した。法案は衆議院で昨年通過して、参議院では審議未了になり、今年最終的に参議院を通過した。

今指摘があった勾留中の被疑者についての取調べについて、可視化の対象になるのかについては、実は特別部会の中でほとんど議論がされていなかった。私たちは、当然、勾留中に身体拘束をしている間に当該対象事件について取調べをするのであるから、当然その対象になると思い、そこに疑問はなかった。今年の参議院の法務委員会で、林局長がそこは対象にならないという言い方をした。日弁連の参考人は、当然、私たちも一緒に相談をしながら出ていただいたが、本当は可視化の理念からしてもそこが入らないのはおかしいということ参考人はきちんと述べた。その後、経過で分かるとおり、林局長は改めてそこは入らないと述べた。私がいろいろな人たちから、この問題について指摘をされたときに、ある新聞からインタビューを受け、日弁連の態度ははっきりしている、そこは当然含むと申し上げた。質問者から言われているように、それをどんな形で日弁連は表明をしたのだ、どんな形で交渉したのだと言われているが、今申し上げられるのは、あらゆる関係機関とその問題について、法案成立前に日弁連の立場を強く主張をした。結果として、日弁連の立場を法務省がそのとおりだということになっていない。今後、私たちは実務の中で、この問題について、はっきりさせていく必要があると思っている。当然私たちは含むと考え、それに従って弁護活動を続けていこうと思う。最終的には、裁判所の判断だと思うが、そこは是非力を合わせて、こんな不当なことが許されてはならないという前提で弁護活動を進めていきたいと思っている。

盗聴法の問題と司法取引の問題である。私たちは今回の刑訴法の法案が成立するに当たり、会長声明の中で、通信傍受制度の安易な拡大には、これまで反対をしてきたと表明をした。これは、かつて日弁連がこの問題について、大きな反対運動をしてきたことはそのとおりである。しかし、今回この問題を一括してどう法案として作るかというときに、2014年の6月の理事会までに、本当に大きな議論をしながら私たちは可視化を実現していくということも含めて、この問題に対応するという先ほどのような理事会決議をした。会長声明の中では、この通信傍受制度の安易な拡大に反対してきたし、今後も補充性、組織性の要件が厳格に解釈、運用されるということはずっと監視していくと述べている。今後、これについてもきちんとした取組をしていきたいと考えている。

さらに、司法取引の問題である。私たちは、刑事弁護をしているときに、それなりに司法取引というのは多分行われていたと思う。司法取引が行われていたのに、それが全然表に出ないまま供述調書とされてきて、それがあたかも何の問題もなかったような形で証拠として出され、それが裁判の基礎に使われることを私たちは経験している。今回の司法取引の中では、司法取引をしたことについて、書面で明らかにし、そのことを含めて裁判の証拠にするとなっている。そういう意味では、この司法取引の問題は、確かに皆さんが指摘されるように、引き込みの問題、それから本当に真実なのかどうかということについての検証をどうするのか等々の問題がたくさん残っている。私たちは、その問題点についても、今後弁護実践の中できちんと克服していく。そして何よりも裁判所に司法取引の中で出された供述調書の危うさ、その真実性について本当に裁判所がきちんと判断ができるような、そんな弁護活動が求められると考えている。」

岩村智文会員（神奈川県）「今、山口さんが答えられたように、日弁連は、司法取引や盗聴法というものは、非常に問題が多いけれども、一部でも可視化が実現するならということで全体として賛成した。法務省も一括で国会に提出したと言っている。このことについて国会で議論があり、民主党の議員たちが質問した。どこが趣旨が一致しているのか、盗聴法や司法取引と、可視化とが、どうして一致しているのかと言ったら、簡単に言えば、内閣法制局長官は、趣旨が一致していると言って、その趣旨とは何かということを上川法務大臣が何と言ったか。世界一安全な国日本作りのための基盤となるものだ。2020年のオリンピックとパラリンピックの時代、世界一安全な国日本の実をあらゆる角度からあげていけるよという流れの中でこの法案が生まれると、そういうように答えた。治安維持の法律だというように政府が答えていることについて、日弁連は何か見解を述べたか、政府に申入れをしたか。全体として治安立法だと政府は言うけれど、自分は違うということで賛成したのかをはっきりさせたい。

それからもう1点、今後の問題である。これも国会で問題になった。閣議決定で、審議会の委員については、行政の官僚たちを選んではいけない、OBも選んではいけないとなっている。それなのに、法制審議会だけは、検察官、法務省の官僚、裁判官、警察

官僚、こういう人たちが出てきて何だかおかしいじゃないかと。他の人で審議会をやれと内閣が決めているにもかかわらず、法制審議会だけが特別なのはおかしいということが国会で議論された。この点については、政府ははっきり言えなかった。ここで私は、日弁連に聞きたい。周防さんは、国会で、最初から勝負が決まっていた、法制審議会のメンバーの多数が、法務省だ、検察庁だ、警察ということになっていたら、どんなことを言ったってもう無理だと、私は最初から諦めていたと言っている。これは重大なことである。それで、私が執行部に聞きたいのは、今後、法制審議会が行われるときに、こういう今までの委員の選び方はおかしいと、閣議決定に基づいたきちんとした委員の選び方をしなさいと主張し続けるかどうか。実は、今回、別の法制審議会が設けられるとき、私たちはそれを要求した。刑事法制委員会で述べた。執行部は、一言も言わなかった。これからは、政府の下の審議会の中で一番おかしな法制審議会を、何とかしようという気持ちがあるのかどうかだけを聞きたい。」

山口副会長「執行部の中で議論をされていないこともあるので、私の個人的な見解も含むという前提で回答する。まず、盗聴法、それから司法取引等について、今回の立法が治安立法だというような言い方があるということは存じ上げている。治安立法と呼ぶかどうかは別にして、盗聴法がそういう性格を持っているというのが、私たちが危険性があると言っていた一つの側面である。そういう意味で言うと、危険性があることは、当然の前提として、日弁連としては、どう厳格にこれを運用していくかという形で考えたいと考えている。それは司法取引のところでも一緒である。

それから法制審の委員をどう選ぶかについては、執行部の中で議論はしていないが、私の個人的な見解として申し上げますと、これまで法制審議会の委員に日弁連がどんな形で委員を派遣するかということについて、かつて議論をした覚えがある。法制審議会に委員を出すかどうかというときに、日弁連はそういう法制審議会の委員構成には反対、あるいは、そんな選択をするべきではないといったときに、あなた方の言うことを聞いて、閣議決定どおりの委員の選び方をしましょうということになるのか。もう日弁連は外で意見を言っておいてくださいということになるのか。その辺りの審議会の中身によっては、大きな岐路に立つのではないかというように私は考えたことがある。

いかに日弁連の意見を反映させるかという点で考えたときに、どう参加をするかというのが課題になっていることは事実であり、私自身もそのことについては、今の指摘を受けて考えてみたいと思っている。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑応答の終了を宣した。

中本会長から、次のとおり挨拶があった。

八重樫議長、秀嶋副議長、相川副議長の適切な議事運営により、滞りなく全ての議案が可決された。御礼申し上げます。本日は、二つの宣言が可決されたが、この宣言案の可決をもって全てが終わるわけではない。東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の避難者は、実に16万5,000人の避難者がまだいるわけである。また、熊本地震は、まだ余震が続いており、多くの方が避難生活を余儀なくされている。日弁連は、このような災害の避難者・被災者に対して、引き続き全力でもって支援を継続していかなければならないと考えている。また、安保法制についても、これまで執行部はこの安保法制が立憲主義、恒久平和主義に反するとして反対運動を展開してきた。施行後もその違憲性については変わるものではなく、その安保法制の廃止・改正に向けてこれまで同様、日弁連は取り組んでいくつもりである。このように日弁連は、これからも弁護士としての使命である人権擁護・社会正義の実現を全うするために、全力で取り組んでいきたいと考えている。引き続き、会員の皆様方の御支援と御協力をお願いして、私の閉会の挨拶とする。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、第67回定期総会は閉会した。

以上

(調査室嘱託 濱谷 美穂)